

日・独「子どもがつくる街」等の事例からみた子どもの参画の要件

— ドイツ「ミニ・ミュンヘン」の背景と我が国の波及事例から —

主査 木下 勇^{*1}

委員 卯月 盛夫^{*2}, 園田 高明^{*3}, 渡慶次 康子^{*4}, 中村 桃子^{*5}, 永島 憲一郎^{*6}

ミニ・ミュンヘン (MM) とその影響を受けた日本の 16 事例を含めて「子どもがつくる街」をケースに以下の子どもの参画の要件を抽出した。①「遊び」に「本物」を取り入れ、ごっこ遊び—学び—参画の展開。②空間は作り込んだ本物似の街の舞台とその体験から自らつくりあげる自由空間の組みあわせが MM の特徴であり、日本では催しの非日常空間と商店街など日常空間が連動する特徴がある。③組織・制度面では遊びと参画の専門的職能の発展、組織間の連携、企業、専門家の支援が成り立つ原理や国際的枠組みからの子どもの参画の位置づけが課題。④手法としてワークショップに長けたファシリテーター、ジュニアリーダーの役割が重要。

キーワード : 1) 参画, 2) 子ども, 3) ドイツ, 4) 住まい・まち学習, 5) まちづくり, 6) 遊び,
7) 補完性の原理, 8) NPO, 9) 本物, 10) ミニ・シティ

Requirements for Children's Participation through the cases of German & Japanese "Children's City" — The Background of German "Mini-Munich" and its spreading cases in Japan —

Ch. Isami Kinoshita

Mem. Morio Uzuki, Takaaki Sonoda, Yasuko Tokeshi, Momoko Nakamura, and Kenichiro Nagashima

We highlighted the requirements for children's participation in case of Children's City such as Mini-Munich and 16 cases in Japan. These requirements include: 1) The importance of play, like role play-mimicry-learning. 2) The German way of imitation of real city motivates children to build a town individually. On the other hand Japanese way of using shopping street may have the possibility to involve people for community development. 3) The legal system should be changed to enforce children's participation from the international frame of United Nations Children's Rights Constitutions. For that, NPO should be empowered by the partnership with government based on the principle of subsidiary.

1. 研究の背景と目的

子どもの参画は我が国を含めて世界 193 カ国が締結する子どもの権利条約の 12 条(意見表明権), 13 条(表現の自由)にて保障されたものであるが、必ずしも本格的にそれを推進しているとはいえないのが我が国の状況である。古くからの子ども観に加えて最近の過保護的風潮など、自立や主体性を重視する欧米の子育て理念とも異なり、また市民自治の歴史など様々な背景の違いがある。

第 2 回国連人間居住会議 (1996, イスタンブール) においてはガバナンスがキーワードとなり、「男性も女性も、少年も少女も全てが自分たちの都市の形成と発展の一助となることに、そして都市が市民に提供する生活の質に、個人的責任を感じる状態を目指さねばならない」と提起された。欧州においてはシチズンシップ (市民意識) の醸成に向けての様々な取り組みが行われるようになった。このハビタット II においては「子どもに優しい都市」に向けての

国際的運動が提起され、ユニセフを事務局として世界 860 の都市で推進されている¹⁾。

子どもの参画に関する学術的研究はまちづくりの面においてはいくつかの実践的研究が報告されている (木下, 1996²⁾, 倉原 2000³⁾ など)。一方、法律関係を中心とした子どもの権利面では子どもの権利研究所での一連の取り組みがあり、全国の自治体における子どもの権利の条例制定の促進の一翼を担っている⁴⁾。

住民参加のまちづくりでも言われることであるが、参画と学習は対になっている。そういう意味で総合的学習の導入は学校の教育の中に納まるのみではなく、子どもが地域のまちづくりに参画するきっかけともなる。それに関する研究では住宅総合研究財団の住まい・まち学習実践論文集⁵⁾に蓄積が多く、また住まい・まち学習フォーラムでも議論されてきた。子どもと建築ネットワーク仙台のように学校と専門家と地域がつながった中間支援組織の必要性、

*1 千葉大学大学院園芸学専攻教授

*2 早稲田大学芸術学校都市デザイン科教授

*3 九州大学先端物質化学研究所 (UAP ふくろの会代表)

*4 NPO 法人市川おやこ劇場理事長

*5 NPO 子どものまち代表

*6 子どもの参画情報センター事務局長 萌文社編集長

教育面での評価と地域貢献の地域資源を素材とした発展性などが議論されてきた⁶⁾。

これまでの子どもの参画論はその意義や必要性は論じられているが、子どもの参画をどのように進めるか、その方法論はまだ模索の段階といえる。また、まちづくりのみならず他の領域でも子どもの参画が課題となっている。

ここでは子どもの遊びから子どもの参画を展開しているドイツの事例の中でも、多面的意味を内包し、我が国でも影響を受けた活動が展開されているミニ・ミュンヘン他「子どもがつくる街」の活動をとりあげ、その事例を通して、子どもの参画の要件を明らかにしようとする。日本とドイツの社会的、文化的背景の違いを認識しつつも、ミニ・ミュンヘンと国内事例を理念、手法、制度、組織、空間の側面から比較検討しながら、子ども参画の要件について明らかにすることを目的とする。

2. ミニ・ミュンヘンの概要及び「子どもがつくる街」と「参画」の概念整理と研究の方法

ミニ・ミュンヘンはミュンヘンにて7歳から15歳までの子どもが運営する「小さな都市」である。1979年に最初の試みが行われ、1986年より隔年で8月の夏休みの一定期間(3~5週間)、子どもたちがつくる。そこではミミュというお金しか使えず、ユーロと交換もできないので、働いてお金を得るしかない。労働斡旋所にて仕事を探し、市民権を得る。働きに応じてミミュを得て買い物し、映画を見て生活できる。建材を買い家を建てることできる。街が建て込んでスラム状態になったら市の都市計画課(子ども)が都市計画道路を通すという計画を建てる。すると反対運動が起こる。選挙になり、議員や市長(いずれも子ども)が変わったりする。大人の社会と同じようなことがこの街で起こる。長い経験の積み重ねのある本場のミニ・ミュンヘンは対立の解決や合意形成も含めて子どもの参画の面で極めて高い水準のまちづくり学習の場となっており、市民意識を育み、また職業に対する勉強の場にもなり、さらには地域通貨の実験のような場ともなっている。

遊びと働きはどう違うのか。大人と子どもはどう違うのか。この街は多くの疑問を投げかける。28年の歴史を持つ、このミニ・ミュンヘンの活動は各地に飛び火し、我が国にも影響を及ぼして、類似の試みが現れてきた。

現在、我が国ではミニ・さくらやミニ・いちかわなど把握しているだけでも15都市で開催されている。ドイツをはじめ周辺に波及した活動も「遊びの都市」や「子どもの都市」と使われているように名称はいろいろであるが、これらの活動を総称してここでは「子どもがつくる街」を用いる。

「参加」ではなく「参画」という言葉を用いるのは、男女共同参画と同じように、従来の仕組みの中で意思決定への参加が考慮されて来なかった弱い立場の者が、積極的に

参加するという背景から使われている⁷⁾。前述のように大人の意識の問題もあるが、子ども自身の主体性発揮をどのように進めたらよいのかその点に主催者側は頭を悩ます。

それゆえに本研究の目的は子どもの参画の要件であるが、研究の方法は図のように組織、手法、制度、空間の観点からアクションリサーチ的方法を駆使して、データを集めて分析し、また活動団体そのものが参与観察として行う方法をとった。

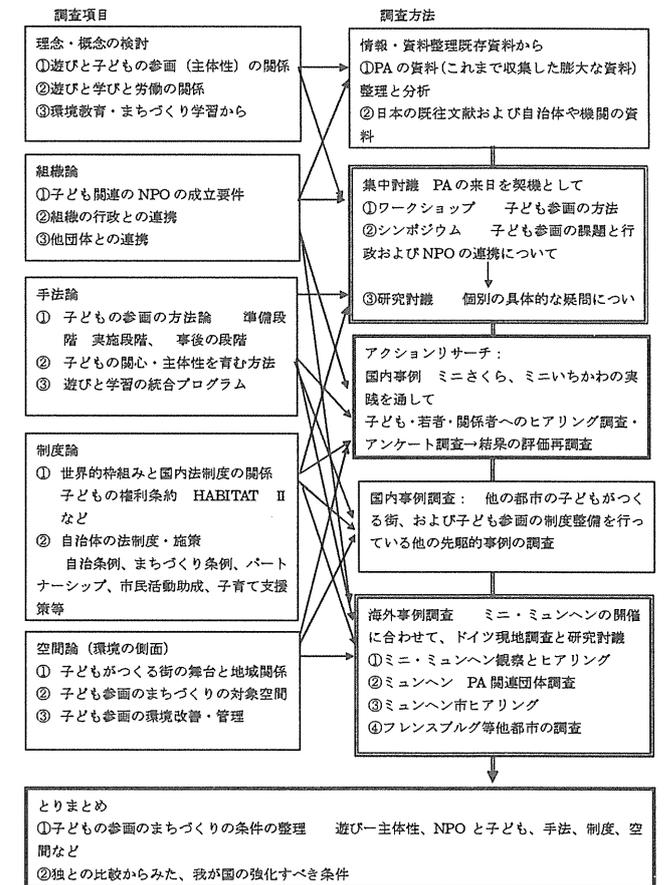


図1 調査項目と調査方法

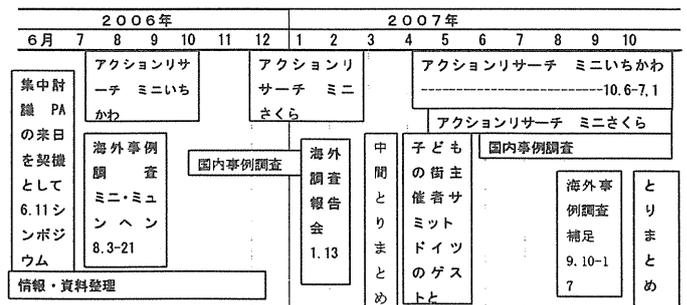


図2 研究・調査のフロー

3. 子どもがつくる街の空間と子どもの参画

3.1 どのような場所が会場になっているか

まず「子どもがつくる街」が開催されている会場を A.室内+屋外, B.室内, C.屋外の3つに分けて整理する(表1)。ミニ・ミュンヘンは、ミュンヘンオリンピックが開催された広大なオリンピック公園の中の室内自転車競技場、およそ5000㎡を主会場とし、競技場周囲の公園や緑地の

表 1 こどもがつくるまちの主催組織とその特徴

No	名称	所在地	会場の空間	会場空間の分類	開始年	開催日数	参加者数(人)	特に大事にしている事				準備にこどもが関わる度合い(※)	主に企画をしている組織				
								子ども参画	まちづくり	あそび	自己		キヤリア教育	NP・市民	学校	行政	その他
1	ミニミュンヘン	ミュンヘン市	室内自転車競技場+公園	A	1979	21	2500/日	○	○	○	○	○	○	△			
2	ミニミニさっぽろ	札幌市	小学校廃校 産業展示場	B B	2006	2	延べ3440	○	○	○	○	○	○	○	△		
3	仙台こどものまち	仙台市	民間幼稚園の園舎+公園	A	2002	1	150/日	○	○	○	○	☆	△	○			
4	ミニいちかわ	市川市	公園、緑地、広場	C	2003	2×2	4800	○	○	○	○	○	○	○			
5	ミニさくら	佐倉市	商店街の店舗+公園	A	2002	4	500/日	○	○	○	○	○	○	○			
6	ミニたまゆり	川崎市	大学グラウンド	C	2005	4	1532				○	○	○	○			
7	むさしのミニタウン	武蔵野市	小学校の建物と校庭	A	2007	2	500/日	○	○	○	○	○	○	○			
8	ミニヨコハマシティ	横浜市	住宅展示場通り+ホール	A	2007	2	500	○	○	○	○	○	○	△			
9	ピンポン横丁	名古屋	民間の建物(住宅)	B	2003	3or4	300/日	○	○	○	○	○	○	○			
10	だがねランド	名古屋	都市センター	B	2005	41	延べ1300	○	○	○	○	○	○	○	○		
11	こども四日市	四日市	商店街の店舗+公園	A	2004	2	1200	○	○	○	○	○	○	○	○		
12	ミニ大阪	大阪府	屋外ステージ	C	2007	2	100				○	○	○	○			
13	キッズビジネスタウン	市川市	大学	B	2003	2	不明				○	○	○	○			
14	キッズハッピー横町	台東区	児童館	B	2006	1	不明				○	○	○	○			
15	ミニまつど	松戸市	大学	B	2007	1	不明				○	○	○	○			
16	ミニたからづか	宝塚市	プロムナード	C	2007	3	1120	○	○	○	○	○	○	○	△		
17	岡崎なごみん横丁	岡崎市	公民館	B	2007	5	200	○	○	○	○	○	○	○			

※1 A:室内空間と屋外空間の組合せ、B:室内空間、C:屋外空間

※2 ○…準備からこどもが参加 ☆…準備は大人 ○…部分的に準備からこどもが参加

屋外スペースを含めて開催されている A タイプである。

また日本の事例では、商店街を含む商店街を主会場にしながら公園を利用している「ミニさくら」、公園を主会場にしながら商店街の店舗も利用している「こども四日市」、さらに住宅展示場の通りと展示ホールも利用している「ミニヨコハマシティ」、小学校の建物と校庭を利用している「武蔵野ミニタウン」、幼稚園の園舎と園庭を利用している「こどものまち」(仙台市)がある。

Bタイプとしては、大規模な室内のフラットなスペースで行うものが「ミニさっぽろ」で、規模でいえばミニ・ミュンヘンに最も近似している。その他の室内タイプは、主催者の所有する建物を利用する「だがねランド」、「キッズビジネスタウン」、「キッズハッピーよこ町」、あるいは主催者が公共の建物を借りて行う「岡崎なごみん横丁」がある。それに対して、住宅を利用する「ピンポン横丁」は珍しい事例である。

Cタイプの屋外の公園や緑地等オープンスペースを中心に行うものは「ミニいちかわ」、主催者の大学のグラウンドで行う「ミニたまゆり」、ニュータウンの商店街の通りで行う「ミニたからづか」がある。このように、日本の「こどもがつくる街」の会場や大きさは、主催団体や地域状況に応じて、極めて多種多様である。

3.2 会場全体の配置計画と準備過程

ミニ・ミュンヘンの企画については、ほぼ半年前から主

催団体が企業からの寄付金集め等の準備活動をはじめると共に、4ヶ月前から一部の子どもと共に会議がはじまるようである。ただ、30年近い歴史があるため、今回の特集テーマや新たな企画に関する議論もあるものの、それ程大きな変更があるわけではない。したがって最終的な配置計画等事前の準備については主催団体、つまり大人が決めていると言える。しかし、実際にオープンした後の「街」の運営は、子ども市長と市議会が中心に行い、大人の関与は極めて少ない。

また室内に建設される「街」(子ども都市)を区分けする物的要素、つまり各ブース(子ども建築)や各ブースをつなぐ街路や広場は前日までに主催者、つまり大人達によって組み立てられるが、屋外スペースに建設される「新たな街」(子ども新都市)は全く事前には計画されず、室内の「街」がオープンしてから、子どもがゼロから計画および建設する点が特筆すべきである。

それに対して日本の事例は、事前の企画や準備に子どもがかなり関わるケースが多

く、「こども四日市」「ミニさくら」「ミニいちかわ」「むさしのミニタウン」は半年以上も前から準備会議を重ねている。小学生を中心とした子ども達が企画するものだけでなく、「ミニいちかわ」のように、年齢の高い高校生や大学生がその企画の中心になっているケースもある。いずれにしても日本の事例は、開催期間が3週間という長いミニ・ミュンヘンとは違って、数日間なので、事前の準備段階での子どもの参画に重点があり、むしろ始まってからは、その企画をきちんと実施することに専念する。したがって、ミニ・ミュンヘンのように市長、市議会が街の運営に関して激しい議論をしたり、市民投票によって大きな決定がされるというようなことはあまり起こらない。

3.3 各ブースの設えや装飾

ミニ・ミュンヘンの各ブースは毎回利用される丈夫な木製パネルによって仕切られており、仮設とはいえ比較的強固な構造を有している。ドイツで伝統的な見本市メッセ会場のイメージである。したがってその組み立てや解体についても、大人の専門スタッフのみでかなりの時間を費やして行われる。このパネルや机や椅子、その他備品はすべて主催団体が所有する巨大倉庫に保管されており、毎回同じ物が使われるので、このレベルでの子どもの参画はほとんどない。もちろん開催期間中に市長、市議会が新たな開発を決定すれば、新規に建設されるのは言うまでもない。

それに対して日本の室内で行うタイプでは、加工性がよいため段ボール類を材料を利用するものが多く、段ボールや紙管を主催団体が準備設置し、各ブースの組み立てや看板、装飾、インテリアは担当する子ども達自らが製作することとなっている。屋外の場合も同様に、主催団体がテントを準備設置し、内部は子どもが担当している。

したがって、見た目にはミニ・ミュンヘンの方が堅固な街であり、日本の子どもの街は軽い材料であり柔らかい街である。これはもちろんミニ・ミュンヘンが3週間、日本では長くて4日間程度と、開催期間によるものと思われるが、両者の住文化の違いもあるかも知れない。

表 2 ミニ・ミュンヘンの建設法典

守るべき「ミニ・ミュンヘン建設法典」	
1	2階を超えるたてものを建ててはならない
2	樹木の下の場合、1階を超える建物を建ててはならない
3	一般の建物、住宅は2m×2m以上広くしてはいけない
4	公共建物はそれより大きく建ててもよいが、議会の特別許可が必要である
5	建物間には、少なくとも1mの間隔を置く
6	土地の境界線から、少なくとも50cmの間隔を取る
7	二つ以上の建物を繋げたい場合は、関係する隣接する土地に住んでいる人すべてが文書上で合意をしなければならない(図面上にサイン)
8	建物を大きく変更したい場合は、建設技師や建築家が新しい図面を作成しなければならない
9	建物を道路上に建ててはいけない
10	建物を低木内、または樹木の上に建ててはいけない
11	民間の建物を大きく拡張する場合は、以下の物の許可が必要である
	a) 隣接する人
	b) 建設許可を出す都市計画局
変更が不可能な「ミニ・ミュンヘン安全規則」	
1	他の人に負担をかけないように、そして人の建物に被害がないように、すべての建物所有者と建物に遊びにくるすべての人は注意をしなければならない
2	少なくとも15人の子どもがいても建物が壊れないように、建物を強く建てなければならない
3	建物内は禁煙で、火気厳禁である
4	ケガをしないように、建物からクギや板等のモノが突き出たてはいけない
5	緊急または火事の場合は通ることができる、塞がれていない出入り口が各建物に必要である
6	地上50cm以上のすべての床には、高さが少なくとも60cmの丈夫な手すりが必要である
7	床が2m以上高い場合は、高さが少なくとも70cmの壁(手すり)が必要であるが、子どもが越えられない構造にしなければならない(ハンゴのような構造は不可)

3.4 新たな街の建設プロセス

これまで延べてきたように、ミニ・ミュンヘンは大人が先に室内に本物の街に似せた舞台を作る。子どもたちはその舞台上でごっこ遊び(ロールプレイ)一演劇しながら「街」の運営プロセスに参画し多くを学ぶ。これは一種のドラマトウルギー的効果で「本物」(擬似であっても本物の本質を表すもの)の要素を含めるほど現実とファンタジーとの相互作用から子ども達の遊び一学びの効果も高い。そのように子ども達は「社会や経済の運営仕組み」や「都市自治の運営仕組み」を巧みに遊びながら学び取っている。

しかし一方、近年ミニ・ミュンヘンでも屋外スペースにゼロから「新たな街」を作る計画が拡大されており、これはまさに「建築と都市の空間構造、およびその建設プロセス」を学習するもので極めて興味深い。むしろこの民主的な計画と建設プロセスこそが、文字通り「子どもがつくる街」を最適に具現化していると言える。

この建設プロセスを紹介する前に、「ミニ・ミュンヘン

建設法典」「安全規則」ならびに「建築家資格試験制度」について触れておきたい。ミニ・ミュンヘンには基本法典(憲法)以外に、建設法典が定められている。これらは30年の長い間に積み上げられてきた成果で、市議会での変更決議がないと修正はできない。さらに建物の計画設計は、建築に関する2時間の講義、たとえば建築の歴史や構造、さらに1時間の演習課題、たとえば橋の設計等を経て、試験に合格した「子ども建築家」のみに許可される。さらに、この一連の学習や資格試験、建築許可等の作業を行うために、市役所の中に「都市計画局」が存在する。ここには、もちろん子どもの職員も働いているが、大人の建築家、都市計画家も常に数人いて、アドバイスをしている。実は、この「子ども都市計画局」での学習や活動は、ミニ・ミュンヘンだけで行われているのではなく、主催団体であるNPO法人「子どもの文化と遊び空間」が「子ども建築アカデミー」と称して、日常から行っているものである。

この「新しい街」の建設プロセスを2006年度の事例で紹介したい。まず新しい街が建設される敷地が市役所から提示され、その「都市設計コンペ」が実施された。およそ40人の子ども達がアイデアスケッチを描き、提案した。

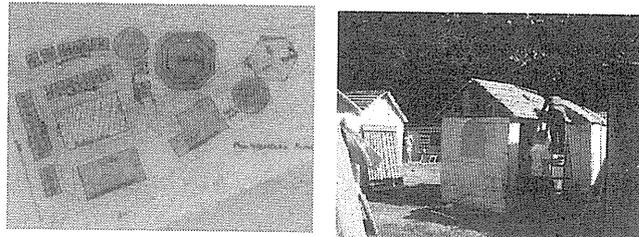


写真1 コンペ入選のBプラン案 写真2 建設現場

市長と市議会はそれらを丹念に審査議論し、6案を選んだ。この6案は市役所に展示されると共に、その提案者は市民集会の場でプレゼンテーション、質疑応答を経て、最終的には市民投票で1案が決定された。

この案に基づき、教会や広場、道路等公共空間の位置や大きさ、民間店舗の配置や敷地の大きさが決まった。そこで広場や道路は公共工事として舗装等の発注が行われ、教会はさらに「設計コンペ」が行われた。さらに、民間敷地は土地を購入したい子ども達に売却される手続きとなる。子ども達は、働いて得た通貨ミミュによって、土地を購入し、さらにそこに建物を建て、カフェやカジノ他、既存の街にない新しいお店の営業を行う事ができる。ただ実際には土地の値段は高いので、子ども達数人で買うケースが多い。敷地に建物を建設するにあたっては、建築家に依頼するか、自らが建築家になって設計図面を描かなくてはならない。図面は都市計画局の子どもスタッフによって建設法典と安全規則に合致しているかのチェックを受け、建築許可が下りる。この許可の印鑑は実はミュンヘン市と同じものを使用している。この許可証は、工事の際に敷地に貼っておく必要がある。土地を購入しても、自らは建物を建てずに、土地を貸してミミュを得るという子どももいる。

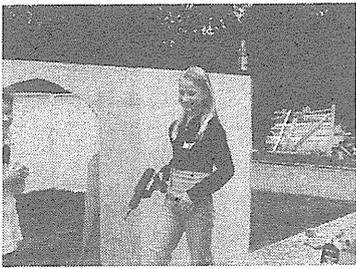


写真3 女性建築デイベンツで教会をつくる女子



写真4 街並みファサードの色彩コンペ

工事に際しては、土地を購入した子どもが自ら直営で建設する場合もあるし、別な子ども達に発注するケースもある。そこで屋外に工事現場事務所があり、そこには大人スタッフもおり、材料の調達や建設労働者の仕事発注を行っている。女の子が工事の体験をする事が少ないので、ある一日は「女性だけの工事デー」というイベントもあった。工事には都市計画局の中間検査と完了検査があり、図面と違う内容には変更命令が出される。実際に、窓のない建物が建設されて、最終的に取り壊された事例もあったようだ。めでたく検査に合格すると、ようやく営業開始である。しかしこの間、土地購入から工事完成までに少なくとも1週間はかかる。したがって、3週間の会期中には最初の都市設計プランのような姿には街は完成しないのが現実である。そこで2006年度には、市役所が木製パネルによるプレハブ店舗を建設し、それを民間にリースするタイプも考案された。また、この店舗の街並みファサードの色彩デザインコンペも実施された。一般に民間で建設された建物は期間終了後壊され、再利用できないが、この木製パネルは次回も利用するために丁寧に解体が行われた。

この一連の「新しい街」の計画建設プロセスは、ドイツの実際の都市で行われているものほとんど同じで、これを子ども達が学習体験する事は極めてレベルが高く、興味深い。実際にこのミニ・ミュンヘンで建築家の資格を取って現在大学の建築学科で学んでいる学生に聞くと、その時の体験は極めてエキサイティングだったと言っていた。このような「建築と都市の空間構造とその建設プロセス」を体験的に学習するプログラムは、もちろん小学校や中学校でもない。唯一、「ミニ・ミュンヘン」と前述した「子ども建築アカデミー」のみである。これこそまさに、ミニ・ミュンヘンの原点である「子どものごっこ遊び」と「実際の都市や社会」を結びつける、子どものための楽しい遊びと学びのプログラムと言える。

4. 子どもがつくる街の組織と子どもの参画

4.1 主催組織について

ドイツにおけるミニ・ミュンヘンの類似例は数多く、オーストリアやイタリアなど周辺諸国にも波及し、その全貌をつかむことは、元々の考案者の団体でも把握しきれていないという。本研究を契機に日独の交流を行ったことを契

機にドイツ側のリーダー層がはじめて、その波及した活動も含めて集会を行う着想を得たようである。そこで彼らが把握している情報を頼りにインターネットサイトを通じて確認しただけでもドイツ国内に41の活動が見られた。実際にはより以上の活動が存在するとみられる。

活動の主催者をNPO（ドイツではe.V.という略称をつけた登録協会）、行政、第三セクターや連合組織、企業、その他に分けて比較を試みたのが表3である。

日本では市民活動団体の運動としての展開が多いが、ドイツではそれも少なくないが、行政の事業として行っている割合が高い。この中には当然のことながらNPO、市民団体の協力を得ている場合が少なくない。

表3 ドイツと日本の子どもがつくるまちの主催団体

	ドイツ	%	日本	%
NPO	15	37	8	50
行政	18	44	3	19
三セクや連合体	7	17	4	25
企業	0	0	0	0
その他	1	2	1	6
計	41	100	16	100

注：行政の中にはNPOと協働して進めているものも含まれる

行政が事業として行うのは、先の概念にもあるような遊びやレクリエーション、ユース向けのプログラムを実施する行政サービスとして受け止められているからである。それに加えて子どもの権利条約や環境問題の国際的枠組みがある。そして事業自体を行政部局が抱えて行うか、NPOと協働して行うか、NPOに委託や補助として行うかはそれぞれの市町村の状況によって異なる。

4.2 遊び・子どもの参画の専門的職能組織の発展

また行政はそういう余暇教育に関する専門家を抱える。いわゆるソーシャルワーカー、社会教育の中に余暇教育や遊び教育という専門家が位置づいているのである。この点が我が国の古くからの民生委員、社会福祉士という福祉関連、および社会教育主事、子ども関連では児童厚生員といった類と異なる。Social Paedagoge という文字通りの社会教育の専門家でもドイツでは仕事は現場、実践が本務である。こういった中にユースワーカーなどユース専門の職能も位置づいている。このような実践的コーディネーターがNPOと行政とのつなぎ役となっている。

ミニ・ミュンヘンを開始した組織は1968年、いわば学生運動盛んな頃に美術系の学生達がストリートで石を投げるよりも絵筆を持って子どもたちと創作活動をしようとする芸術教育（KEKS）の活動として始まった。それが遊びと教育の活動のプレーバス活動と発展し、Paedagogische Aktion e.V.(教育的活動、略称PA)と遊びと学びの理論と実践活動を行い、今日のSpiel Paedagoge(遊び教育者)という専門家を社会に位置づける運動の一翼を担った(他に冒険遊び場運動がある)⁸⁾。

このPAの組織がプレーバス活動で原っぱ等で行っていた

のが子どもらが廃材やカードボードで店をつくり、子ども銀行の子ども紙幣を使った「遊びの街」である。それが1979年の国際児童年を記念して、オリンピックパークにて大々的に本当の都市を模した『遊びの都市』として最初のミニ・ミュンヘンが開かれた。

「ミニ・ミュンヘンの構想は、まずは都市というゲームを行うことである。つまりミニ・ミュンヘンは、大都市ミュンヘンの中の小さなまちなのである。子どもたちは、都市の生活がどうなっているかを遊びの形で実践する」(Zacharias, 2006)⁹⁾ というように遊びからの展開で都市を学ぶという仕組みとして考えられている。このミニ・ミュンヘンが国際青年年の1985年にさらに規模を大きくして開催された。これには多額の予算と人手を費やした記念行事で終わるつもりだったが、参加した子ども達が市長や議員に手紙を出したり、電話をしたり、再び開催することを嘆願した。その子ども達の声に押されて市は10万マルク(約1000万円)の支出を約束して1986年にも開催され、それ以降隔年で開催されるようになった。この子どもたちの運動によってミニ・ミュンヘンの継続的事業化が決まったことこそ、子どもの参画の真骨頂ともいえる。

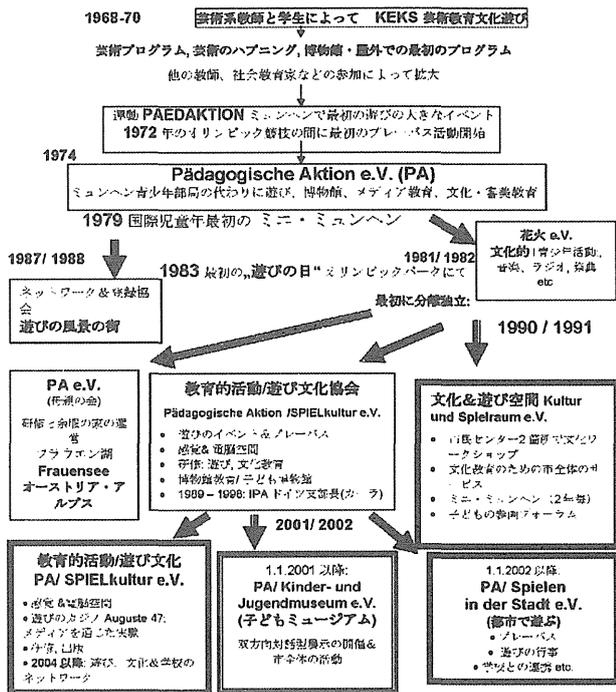


図3 ミニ・ミュンヘンの主催者組織の展開

1990年にPAの組織内で主にこのミニ・ミュンヘンを中心に行うグループ(文化と遊び空間)が分離独立する。そしてさらにPAの組織は2001年に子どもミュージアム専門とする組織、プレーバスを専門とする組織、そして本流の(PA/Spielkultur e.V.)と3つに分かれている。結果として大きくは今日4つの組織の独立した活動となっている(図3)。このようにNPO組織が活動の発展とともに分離独立することは、メンバーの関心と活動の成長とともにありうることである。そして重要なのはそのような目的、

価値意識の違いで分かれても、反目しあうのではなく、協力しあう関係を保っていることである。このことはNPO活動の発展の一つの要素となっているし、後に触れる「補完性の原理」とも関係する。

4.3 行政, NPO, 企業の連携

表4はミニ・ミュンヘンが2006年に開催された時の協力団体の数である。ここにも数多くのNPOの連携がみられる。実際、会場の外部空間にはプレーバスの組織が協力して活動を行っているのを現地で確認した。

表4 ミニ・ミュンヘン2006の協力団体

企業	公共団体	NPO	専門家集団
94	18	19	8

この点、比べると我が国の活動の団体間の連携はあっても数団体に留まる。

2006年度のミニ・ミュンヘンの開催費用は165,000ユーロ(約2500万円)であり、そのうち市の補助が74,000ユーロである。残りの91,000ユーロが寄付であり、その多くが民間の企業からの寄付でまかなっている。またその寄付のうち25,000ユーロは物品、材料での寄付である。企業にはコココーラやジーメンスなど大手企業の名も少なくない。また、物だけではなく警察やレストランなど人材を派遣している所もある。

ミニ・ミュンヘンの開催が3週間という期間なのに対して我が国の開催は多い形態が2日間ぐらいで、総費用も数十万円程度というように規模も異なる。前掲の表3に見るように主催組織の中心は行政かNPOかで分かれるが、実際はいくつかは連携が組まれていることをも示す。それらの目的ややりはじめる動機は様々に異なる。遊びを中心に考えている場合もあるが、それよりも子どもの参画を中心に考えている場合、キャリア教育(地域通貨やビジネス教育も含む)を意図している場合の方が多い。ミニ・ミュンヘンのみならず他のドイツの開催地でも休暇中の子どもの遊び(子どもの参画も内包)を第一に考えている。ここに遊びに対する日独の考え方の違いが反映されている。

5. 制度論

5.1 世界的枠組みと国内法制度の関係

子どもの参画に関する国際的枠組みの、子どもの権利条約や「子どもに優しい都市」など、子どもの参画の国際的枠組は国内法制度にどう反映されているのだろうか。

ドイツにおいては連邦レベルでは子ども・若者支援法というのがあり、州でもその実施計画が策定されており、その中に青少年の社会活動参画の推進がうたわれている(表5)。また州によっては市町村規則に子どもの参画の規定を設けるところも現れてきている¹⁰⁾。また青少年代表の会議の開催なども推進されている。学校教育においても生徒集会など生徒の主体的な参画・意見表明の場が保障

されているところもある。スウェーデンやデンマークで進められる学校民主主義化という影響もあろう。

一方、子どもの権利条約を日本も批准しているが、国連子どもの権利委員会より、日本の報告に対して2度、勧告を受けてきた。2004年度の2度目の勧告においては「青少年育成施策大綱の立案・実施への子どもおよび市民社会の参加が不十分であることを懸念する」とあり、また子どもの意見を尊重し、子どもの参画を促進すること(勧告28項)、そして学校や社会での既成の子ども観を脱して子どもに一市民としての権利と表現の自由(同29項)が保障されるべきだとしている。

表5 子どもの参画に関する日独法制度比較

	ドイツ	日本
国際的な枠組	UN子どもの権利条約 Agenda 21(子ども・若者参画=持続可能性)	UN子どもの権利条約(ただし、ユニセフより2度勧告を受けながら、あまり改善せず)(Agenda 21の子ども・若者の参画の意識弱い)
国レベル 子ども支援	子どもと若者支援法 教育、親の責任、若者支援	青少年育成施策大綱 (児童福祉法には子ども参画の視点はない)
国レベル 都市計画・建築関連	計画権/建設指導計画(建設法典) 家族、若者、高齢者のニーズにこたえる 住民参加	建築基準法、都市計画法の中に子どもの参加も配慮もない。 住民参加 都市計画の提案制度にNPOの参加の道
国レベル 学校	基本的に州に委ねられている	(教育基本法、学校教育法にも無し)学校教育法施行規則に基づく学習指導要領に記載ある部活動に生徒会は位置づくが・・・
州、県レベル	子どもと若者支援実施法 青少年事業、青少年社会活動の振興に関する法律 学校法(生徒集会など)	条例や要綱には無し。次世代育成支援行動計画に項目有り(千葉県)
市町村レベル	市町村規則(Gemeindeordnung) 子ども&青少年の参加 青少年代表	先駆的自治体で 独自条例 子どもの権利条例、自治基本条例、まちづくり条例など

※ ドイツの州は Rheinland Pfalz, Schleswig Holstein 州等の例から

実際「青少年育成大綱」(2003.12)の「6. 支援のための環境整備・施策方向」における「地域社会意識の維持・再生・創出」と言う項目には次のように書かれている。「青少年を含む地域の人々相互間の関心、連帯感をはぐくむため、住民の主體的な参加による、都市計画市町村マスタープランの策定や小学校区ごとのまちづくり、住民の生涯学習をまちづくりに生かす活動など、地域社会意識をはぐくむような活動を推進する。特に、それらの活動に大人とともに青少年も参加する機会づくりに努める。」(青少年育成大綱より)。しかし国連の勧告ではこれでは不十分と大綱自身の策定にも市民や青少年の参加が弱いとしている。

5.2 自治体制度における子どもの参画

前述のように、ドイツでは自治体の規則(Gemeindeordnung)の改訂で子ども・青少年の参加が位置づけられている¹¹⁾。また積極的な自治体では青少年代表が自治体に意見を言う機会や場が設けられている。ミュンヘンでは青少年フォーラムが催されている。これらは2000年に市が10年間の行政施策の理念・基本方針(コンセプト)を定めた「ミュンヘンで遊ぼう」によって打ち出

された施策である。「子どもがいない都市・・・それは未来のない都市である」¹²⁾とミュンヘン市長 Christian Ude は述べる。子どもに優しい都市をミュンヘンでも掲げる。背景には子どもの権利条約や地球環境サミット以降の持続可能な地域社会形成という世界的枠組みを意識していることも分かる。この基本方針づくりには子ども関係のNPOが集まり、相当の回数の討議を重ねて行政とともに進めてきた。この基本方針には、施策、事業を子どもの遊ぶ権利を保障するための視点からいくつかの指標が設定されている(図4)。

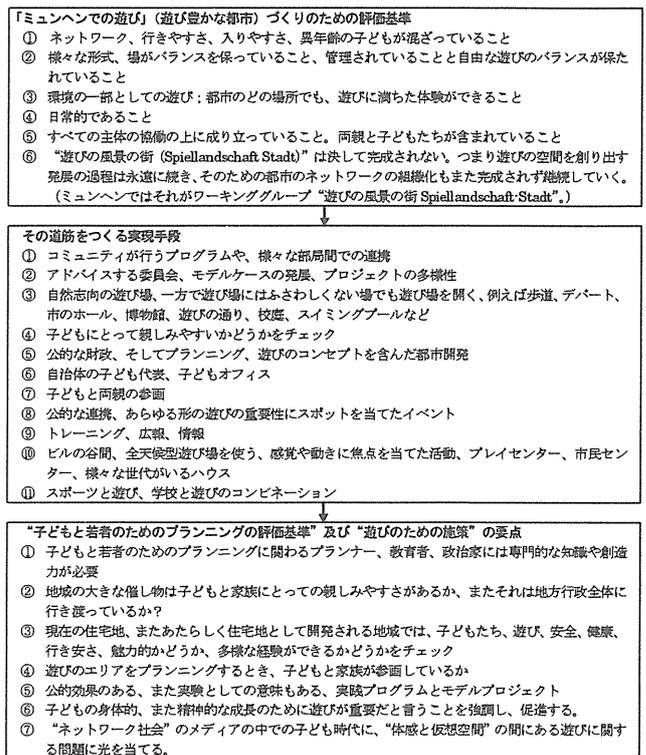


図4 基本方針「ミュンヘンで遊ぼう」の指標

この基本方針づくりの中で、「子どもたちを成長過程の人間と見るのではなく、生活の中で自由に使える確かな力を持った人間と見なす」という認識に立ち、子どもの自発的な創造性の発揮のために、まち全体、風景全体が、遊びと学び、そして文化のための風景でなければならないと、「遊びの風景の都市(Spiellandschaft-Stadt)」の実行グループが組織された。

この基本方針によって展開されているミュンヘン市の施策の例を以下に紹介する。

- まちの各地区で開かれる「子どもと若者のフォーラム(散発的に開催)」
- 個々の子どもに対する、相談の時間
- 全ての新しい遊び場づくりや、大きな改修の計画に(ミュンヘン市の都市建設部や緑政部を通して)関わった子ども、10代の若者、他の人たちのグループの参画。
- 特定の計画事業に対する子どもと若者の参画。(都市計画部の調整を通して。例えば、地元当局のプログラムである「社会的な都市づくり(連邦政府と地方政府から発行さ

れている」の枠組みの範囲内、など)

- ミュンヘン青少年カウンスル
- 地域の健康問題に対処するプロジェクト（市の保健環境部によるミュンヘン市健康増進アクションワークショップ）に、子どもや10代の子たち、及び他の関係者が参画。
- 保育園の園庭のデザインをするのに、子どもと両親が参画、校庭と学校環境のデザインに、生徒が参画。
- 教育施設での施設整備や余暇活動計画づくりへの子どもの参画

また、ミュンヘンでは2001年にUN子どもの権利条約に基づき、政策を見直し、子どもと家族により優しいコンセプト「ミュンヘン—子どものための都市」に議会が同意した。2005/2006は住環境について「子どもに優しい」という330人の候補者を、27人の子どもの審査員が審査して選んでいる¹³⁾。

一方、我が国の市町村では市民団体、専門家集団と行政職員の熱意によって、子どもの権利条約を反映して子どもの権利条例を策定する動きが広がっている。川崎市（2000年）をはじめ、奈井江町、小杉町、多治見市、目黒区、魚津市など、2007年6月時点では11市町村で制定されており、審議中の自治体は10件以上におよぶ。子どもの権利条例以外に子ども条例、子育て支援、さらに人権、防犯、防災など個別的なものを含めて拡大するとその倍以上の数となる。

また、それ以外に自治体の自治条例やまちづくり条例の中の条項に子どもの参画を打ち出しているところが増えてきている。ニセコ町、菊池市、吉川町（合併後上越市）、甲良町、浜北市（浜松市）、多摩市 などである。

なお、市民協働支援やパートナーシップの条例等の仕組みが整備されてくることは、子ども関連のNPOや団体の活動に行政の支援や協働事業の立案が推進されてくることになる。それは子どもの参画の活動に熱心に取り組む市民団体には追い風となる。そういうパートナーシップでは横

市青少年局： 事業担当：

行政 & NPO (併記)

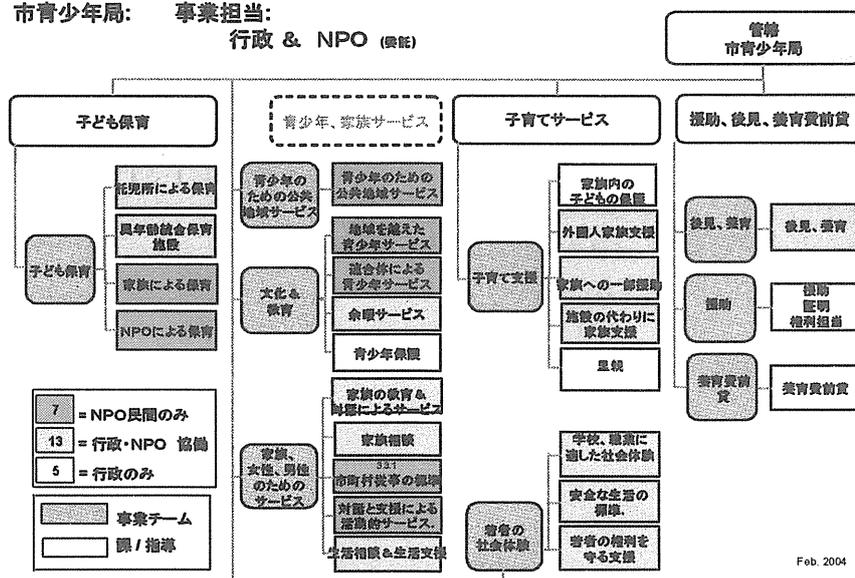


図6 ミュンヘン市の青少年局の事業とその担当

浜、仙台、札幌などが先行している。

5.3 行政とNPOの関係

上記の基本方針づくりにはPAの活動から派生したNPOらが関わっている。その彼らに、なぜに行政と民間とのパートナーシップが成り立つのかと聞くと、必ず「それは補完性の原理による」と答えが返ってくる。

それゆえに事業の実施も、行政の担当係で行うもの、民間NPOで行うもの、そしてNPOと行政との協働で行うものと、分担しながら市と民間とのパートナーシップで進めている。

補完性の原理、これはEUでは国家とEUとの関係でも言われるが、基礎自治体に出来ないことや基礎自治体より上位の連合体や州が行った方がよい場合に上位の機関が行う、というように解釈されている。しかし、そのような行政レベルのこのことのみでなく、NPOと行政との関係でも言われる。

ミュンヘン市の青少年局の施策と担当部署をみたのが図6である。行政の施策は事業の担当が担当部署のみ、NPOと協働、NPOのみ、というように3タイプに分けられている。

「補完性の原理」の歴史はドイツでは古く18世紀から19世紀にかけて社会組織のあり方、自治のあり方として形成されてきたという¹⁴⁾。特にカトリック教会の社会政策として発展してきた。家族の自律を妨げることなく援助する、失業対策や社会福祉の考え方として発展してきた原理である¹⁵⁾。

この補完性の原理は、ドイツの行政の子ども・青少年への施策にも展開されてきた。そして行政と民間団体の関係のとり方の原理として使われてきた。それゆえに青少年の支援活動の実績あるNPOが行政よりも優先権を得ることができた。

補完性の原理はナチス時代の反省から、権力の分散として

さらに強化され、そして1960年代の社会運動のうねりの時期に、多様な市民活動団体の活動の発達にも貢献してきた。この社会主義的原理から、今は市場経済への軌道修正も議論されている¹⁶⁾。その点に、現在活動しているNPOの人たちは戦々恐々として危機感を強めている¹⁷⁾。この点は我が国でもしっかりと見極め、議論を提起していく課題でもある。

一方、我が国におけるNPOと行政との連携は、行政の委託や補助はあるが、ミュンヘン市のように行政施策の中にNPOが入り込んでいる例はない。民間主導で進めている場合に会場や

若干の補助の形態で行政が支援するというスタイルが行われる。市川市の場合には市民税1%のNPO支援制度が活用されている(2007年度で40万円程度)。行政主導の場合には実行委員会等の連携会議形式で事務局を行政が担うというスタイルがとられて、行政単独で行っている例はみられない。横浜市も発想は最初に行政マンから始まったがNPOに委託という形式をとり、そのNPOからさらに広がりが出てきて、ミニ・シティ専門の新しい組織が立ち上がろうとしている。仙台市の場合にはその行政の補助が切れ、行政主導から民間主導に切り替えをはかっている。行政主導で始まって次第にNPO主導へという方向性があるが、ドイツのように、補完性の原理というような行政とNPOとのパートナーシップの基本原則や理念がな

い場合は体の良い下請けや切捨てなど混乱をきたしやすい。仙台市にはせんだい・みやぎNPOセンターといった仲介型支援組織の先駆的活動があり、横浜市も市民活動支援センターを介したNPOとの連携を進めている。また、ミニたからづかの主催者、宝塚NPOセンター、なごみん横丁の主催者、岡崎まち育てセンターはそういうNPOの中間支援組織である。NPO活動の発展にはこのような中間支援組織の役割が大きい。「子どもがつくる街」は子どもの参画や子ども関連の課題にNPOが連携する機会づくりともなることが一連の傾向と、ドイツの事例から想定される。

行政とNPOとの関係は課題の共有をすることから始まる。そのために前述の余暇教育などソーシャルワーカーの

表6 子どもの参画に関する主催団体の対応と子どもの声

No.	主催・事務局	開催目的	準備の子ども参加	大人の役割	子どもへの伝え方	組織構成	おさえるべきポイント	子どもの声
2	行政主導	市民憲章、自治基本条例	無し	子どもの自主性を尊重しながら、真に必要な場面で的確な助言をする。忍耐力や注意力、判断力。	正解は一つではないので、さほど詳しい説明をする必要はなく、最低限に。	準備は当課の職員(課長以下10人)のみ。当日も、大人スタッフの数が足りず(各店舗1名のみ)、各店舗2〜3名いなければ、うまく運営できない。	「主役は子どもたち」「大人は口を出さない」「大人は安全を守るだけ」といった点だけを押しさえれば、他には何も必要ない。また、付添の大人をどうやって抑えるかト。	仕事が楽しかった。(課題)：店をもっと増やしてほしい。学年の幅を広げてほしい(3、4年生に限定したため。)
3	行政・NPO協働	・自立した市民・主体性・自主性(子どもの権利)	無しただし参加者は店長デビュリーなどの準備	通年での研修の実施(「おかもち出前隊」の育成等)による子どもと遊べる大人の育成(当日のコアスタッフ)ボランティアの事前研修(子どもの主体性の尊重)(例年2〜3回)。学生なので継続性が課題。	公募により抽選。選ばれた子どもには、事前に「子どものまち」へのパスポート(10枚ページ程)を送付。また、店長デビュリーの機会が与えられ、開催までに、自分でお店を開くための準備(販売品の製作など)。	各店舗に長の大人のコアスタッフ1名+ボランティアスタッフ(大学生等)3人。コア及びボランティアスタッフは、先住民=ボラ族で、大人と区別。	「大人の社会」を基本のベースにして、先ず、大人側で基本的な仕組みを創り込む。その最初のルールが先ずあることで、イメージがわく。基本は「見守り」であり、「指図しない」「口出ししない」だが、積極的な関わり方もする。「話を聴く・相談にのる」「判断材料・情報を提供する」・・・「子ども自身に決めさせる」。	来年も、来たい」「もっとやりたい」など、回数増や日数の増を求める声が多い。(注)：「なんか、売るとき、ぶくじたりするのが楽しかった」「売ることの楽しさ」を味わいたために「つくった」。
4	NPO	子どもの参画	15〜20人/回/計20〜30回	子どもとどう関わっていくか、学習。「子どもを見守り、手出し口出しはしないように」との理解を促し協力を得る。	日常の活動がほとんど「子どもの参画」を意識して進めているため、子どもたち自身が自然に自分たちで話し合い決めていくという方法に慣れている。	中学生・青年が中心となって運営。市民となる子どもたちへの異年齢の関わりから生まれ、一方関わる中学生スタッフの意識の差があり、課題	子どもたちの間にギクシャクした空気が流れてしまうことがある。そんな子どもたちの気持ちをサポートしていくファシリテーターの役割が重要。	自分で仕事ができることが楽しい。スタッフのお兄さんがやさしい。(注)：自給自足のところがおもしろい。大人になった気分。もっと売り上げを伸ばしたかった。もっとイタズラしたかった。(課題)：メテの使い道がない。時間をもっと長くして。全部子どもでやるほうがいい。
5	NPO	子どもの参画	20〜25人	「見守ること、忍耐すること、指図しないこと、口出ししないこと、楽園天国!」の「大人の心得」を確認。	子どもの主体性を引き出すために、時には大人や専門家からの支援は必要であり難しいところ。	小学4〜5年生が中心で、進め方に工夫が必要。話し合いだけでなく、ワークシヨップ形式や内容を絞り込んだが、小学生をリードする高校生の負担が大きかった。	「大人が先に決めてしまわない」ことが全体の4分の1。(注)：「ここを歩くことが楽しい」「皆が楽しんでいるところ」「小さいこの友達が増えたこと(良かった)」「子どもだけでまちを決めてしまわないこと」が却って子どもたちの負担になる場面も見られ、それは厳し詰めること、大人の側の連携や準備が不足)	楽しかった、面白かった。「仕事、働いたこと」が全体の4分の1。(注)：「ここを歩くことが楽しい」「皆が楽しんでいるところ」「小さいこの友達が増えたこと(良かった)」「子どもだけでまちを決めてしまわないこと」が却って子どもたちの負担になる場面も見られ、それは厳し詰めること、大人の側の連携や準備が不足)
6	大学主導連携プロジェクト	キャリア教育	55人/回/計7回	出張企画等につき大人の方からシートを出し、子どもたちが意思決定した。③各店舗と職業紹介書の間で連絡が密で、同時に時々子どもに同伴した保護者に援助を求めた。	学生スタッフからまちづくりへの参加を促した。②子ども会議のニュースレターを発行。③金銭的インセンティブ・アンケートに回答すると4ユーリ・市長選挙に立候補すると4ユーリ・市長選挙に投票すると1ユーリ	①子ども会議を開催。②学生実行委員が直接子どもたちを指導・誘導。30数名で66の店舗の運営③子ども会議の同伴者の中から大人実行委員を10名で選出	子どもの自主性は尊重するとして、大人の適切な指導・誘導が不可欠である。②子どものまちの傍観者としての大人・保護者のエネルギーを子どもの教育のため有効活用しないと勿体ない。	子どもの声 聞いていないとの回答。
8	NPO主導行政委託	選挙・自治	58人全体は各2〜3回	こちらの用意や、事実上できることとできないことを提示。子どもに任せきりにしていたことで、強く進めたいくつとそれ以上に疎外感を持ってしまった子がいたため、そのフォローにあとから苦心。	子どもの自由な発想から出てきた言葉を否定しない、なるべく1点でも残し話し、実施できるように導いていった。時間のリミットを伝え、その中で自分たちでスケジューリング。	公募による準備ワークシヨップ準備当日(選挙)→市長・副市長他まちの執行部→来年度の準備	今回一回だけで完成させることを目標にする。何回もやりなおせれば次回できる。失敗してもいいから挑戦。まちはいつも生活の中にある。つながっている、連続しているものもいつも完成型はない。進んでいること進んでいくことが楽しい。	またやりたい。もっとながくやりたい。自分は〇〇をやりたい。(注)：学校ではできない友達が増えた。市長選とかこともできないことができてうれしかった。いろんなお仕事ができておもしろかった。銀行にお金(ミニヨン)がいっぱいあって感動した。(課題)：お店が不足でお金があっても買えなかった。いっぱい働いて、働いたお金で買おうとおもったら、すでにうりまわっていた。
10	行政外団体主催(大学研究者協力)	夏休み企画。実際のまちを体感、まちを身近に感じ、まちの仕組み、コミュニケーション等を、遊びながら	0	センター職員は、役場や道具屋として、困ったときのチョイ相談役。技術的な面では学生がサポート。子どもたちの言動や行動、その変化をキャッチし、WSやまち遊び開始前に毎回、スタッフミーティングで共有。	学生は子ども目線で、子どもの自由な発想を実現する際のサポート役をした。センター職員も学生も、「町長」や「博士」などといった愛称をつけ、子どもたちと横の関係を楽しんだ。	まちの制作ワークシヨップでは、「商店街ってなんだろう」という導入時間を設け、その後、子ども達が考え、グループごとに話し合い、まちを制作した。	学生が、子供たちの気持ちや自主性を上手に引き出して、行動につながるサポートし、その大学生をまた、センター職員がサポート。子どもたちが、自分たちのまちとして愛着を感じてもらった仕掛けとして、キャッチコピーやマスコット等を工夫した。	「作ること」が楽しい。お店、商品、その他の町の要素となるものをつくったこと(郵便ポスト、電車、交通、花・・・)。まちやお店などを自分で作るのが楽しかった。自分で作ったものを自分で売ることができていうことが楽しかった。工夫して作るのが楽しかった。工夫するとよくなるなと感じた。「みんなと交流を深めて、他の所、他の県の人と一緒にできてよかった。・普段と違う友達と遊ぶのが楽しかった。
11	NPO主導(行政委託)	遊びの文化	小学生10人+中学生1人	子どもの職場のおやかたとして、どっさり腰をおろして見守る。子どもの世間話の相手になって、「それは、たいへんだったねえ」と言う。	考える楽しさ	四日市プロジェクトと市役所商工課→ボランティアスタッフ→中学生スタッフ→子ども四日市	こども四日市の遊びは、完全に自由である。君が自由であるためには、他人の自由を尊重しなければならぬ。	楽しい。次は、いつ行おうか? (注)：段ボールで家を作って、一日中カードゲームをしていた5年生男子が「いっぱいいらいら。こうしてみたかった。」と言った。(課題)：就きたい職業になかなか就けない。 ※(注)特色ある声。(課題)残された課題

専門的職能がどうはかられるかが課題であり、行政の部署の職員の異動という仕組みが常に課題として立ちふさがる。ミュンヘン市をはじめドイツ内他の都市でも専門的、長期的に責任を持って進める専門家（博士の称号を持つ者も少なくない）の職能が発揮され、また NPO から行政職員になる流動性も我が国との違いとして浮かび上がる点である。

5. 手法論

5.1 子どもの参画の方法と考え方

ミニ・ミュンヘンは3週間の会期の間が子どもの参画の場面となる。銀行や市役所、新聞社、デパート、レストランなど各ブースに大人のスタッフ（その筋の専門家）が2,3人は付く。その大人の役割についてPA創始者のツァッハリアス氏は次のように言う。「大人は最初どうやるのかを見せ、一緒に遊んでみせる。それから大人は出来る限り、子どもの能力や関心に依じて、これらの役割を少しずつ子どもに委ねる。子どもたちは役割を引き継いで発展させていく。決定を下し、アイデアを出し、選択し、文章を書き、テレビ番組を制作し、家を建てる。そして遊びのルールや遊びのまちなみや枠組のなかで、必要なだけ大人の助けを借りる。ただ、大人は出来る限り控えめにして前に出ないようにし、計画の進行をサポートし見守る。大人は、遊びの進行や発展のために意味がある場合や、遊びに新しいものが加わるなど、必要と思われる時にのみ、一緒に遊ぶ大人として介入する。」¹⁸⁾。このように前述したごとく遊びと参画は重なりあう。大人の本物の世界があり、そしてその大人が遊ぶ。この点は2006年のミニ・ミュンヘンを訪問したミニ・いちかわやミニ・さくらのジュニアスタッフ達が印象として強く抱いた「大人も楽しく遊んでいる」という点である。

前述のように日本の事例は開催日が短いので、準備への子どもの参画に重さがある。参加している子どもへのインタビューの結果は、どの子どもも、自分たちでつくりあげている点に面白さをあげる。ミニヨコの子ども（小6.女子）はキッザニア（2006年東京豊洲に開設された、企業の擬似店舗で子どもが働く施設）との比較でキッザニアとはその点からして別なものと認識していた。

表6は目的が異なる各主催地における子どもの参画に対する取り組みについて主催者の回答を一覧にしたものである。大人の介入の仕方には違いが見られる。多くは子どもの自主性を重んじて「大人の口出し禁止」を掲げる。キャリア教育では大人がヒントを出したり、介入する度合いが高い。金銭的インセンティブを与えて誘導しているのも議論になる点である。一方、仙台は「遊び」を第一に考えている。「『大人の社会』を基本のベースにして、先ず、大人側で基本的な仕組みを創り込むこと」を準備するお大人のしっかりした役割として、そして本番の時には子どもたちはその土台の上で自由に遊び、「子ども

たちの「意見」や「異議」、「提案」がより具体的な内容を持って表明され、子どもたち皆で相互の主體的な活動が可能」という。これはミニ・ミュンヘンの考え方に最も近いものである。

一方、子どもの参画を目的とする事例（市川や佐倉など）では、子どもの参画を強く意識するあまりか、一方に大人の過干渉が問題となり、また他方には「決めてしまわないことが却って子どもたちの負担になる場面も見られ」と大人の関わり方に苦心している現状がみられる。佐倉や市川での組織の母体には子ども劇場・親子劇場の組織があり、大人が企画運営してきた長年の蓄積の考え方や方法論を変えていくには、当然の戸惑いもあろう。

表7 大人スタッフの子どもへの接し方（市川の例）

男	女	10代	20代	30代	40代	50代	無回答	計
10	61	2	9	28	20	10	2	71
危険な行動以外は子どもを見守る」ということは								
簡単	難しい	その他	無回答	計				
16	41	1	13	71				
22.5	57.7	1.4	18.3	100.0				

表7はミニ市川の大人スタッフに、大人の口出しを抑制する心得について意見を聞いた結果である。「危険な行動以外は子どもを見守る」という態度には6割弱の者が難しいと答えている。

しかし、これを克服するために市川では「後方支援にまわる大人スタッフは、年間を通して子どもとどう関わっていくか、学習をする。当日スタッフとして参加する大人に対しては、受付時にて丁寧に”大人の心得”を説明し『子どもを見守り、手出し口出しはしないように』との理解を促し協力を得る。」と学習と普及に力を注いできた¹⁹⁾。

「関わった大人は、こどもの力に驚き、こどもが主體的に参画することへの意識の変革を促す効果がある。」というように年数を重ねる中でスタッフの意識の共有化から次第に子どもの保護者の理解を得るまで広がり、2007年の成果として、大人がつきそって街の中に入る姿はほとんど見られなくなったという。

ミニいちかわを通して子どものみならず親に働きかける運動的方法論は子ども・おやこ劇場で培ってきた運動論が生かされたものともいえる。

一方、ミニさくらの事例は子どもだけに任せていくというスタイルをとる。小学4,5年生を中心に中高校生がジュニアリーダーとして関わる。この方式は後に市川に影響を与えた方法である。しかし「現状では、決めてしまわないことが却って子どもたちの負担になる場面も見られ、それは煎じ詰めると、大人の側の連携や準備が不足」という課題もまだ残している。

5.2 子どもの関心・主体性を育む方法

ミニ・ミュンヘンではこれまで見てきたように、「遊び」を基本に置いていることが、そのまま子どもの関心・主体性を育てているといえる。しかも「遊び教育」の職能

集団が土台を先に造り込む。しかもいかにも本物の都市を模して、また各ブースの店舗や事業所には本物のプロフェッショナルが支援者として関わる。ごっこ遊びではあるが「本物」があることで、ドラマトルギーの効果も増して子どもたちの関心と主体性は高まる。それが遊びの「まね」から「まねび」、 「学び」を統合した要素を持つ「遊び」教育の職能集団の本領発揮の点と言える。

一方、我が国の事例は開催期間が短いため、その準備期間の作業から子どもの参画に工夫が見られる。

子ども会議を公募で組織して進める形態が後続の横浜や宝塚、岡崎等にみられる。ミニ・ヨコの場合には歴史は浅くても、ワークショップの方法によって、そのプロセスで公募で集まった子どもたちの主体性を育んでいる。さらに当日の2日間の最後に選挙を実施し、市長や副市長など街の執行部が選ばれる。そして翌年の開催に向けてそれら執行部が準備していく。つまり2日間の開催日以外の日常にその「子どもがつくる街」が持ち込まれるという仕組みである。

また、ミニ・ヨコでは他地区でも悩まされる付き添いの保護者の口出しに対して口出し禁止の赤い×マークがついたマスクをつけさせる。これもユニークな方法である。

子どもの参画の組織的な対応として、中高校生がジュニアリーダーとして準備から当日の采配まで担って行くという方法が、子どもの参画を意識したNPO主催のケースにみられる。ハートが言うように「子どもから子どもへ」という方が伝わりやすい²⁰⁾。それに大学学生がサポーターとして加わるということも中高校生にとっては刺激となって、大人が切り盛りするよりも堅苦しさから解放された、より創造的なものになりえる。その点がドイツのように遊びきれない大人の企画をブレイクスルーする要素となりうる。

しかし、我が国の場合に各店舗や事業所に、その筋の専門家の支援を得ているのは、企業の協力を得て実施している札幌以外には見当たらない。本物と遊びとの組み合わせがドイツの参画の醍醐味としたら、それは我が国の企業にもかかる課題である。

5.3 遊びと学び、仕事、そして生き方へ

ミニ・ミュンヘンで遊んだ経験のある、今は青年の16歳から24歳の7人に集まってもらい、インタビューを実施した。「ミニ・ミュンヘンで『子ども・青少年フォーラム』を知った」(24歳女性)とさらに子どもの参画の場に関わるようになったケースもある。「自立的になり、責任感が強くなった。自覚が生まれ、政治が面白くなった」(16歳男性)、「建設関係の家具工房での手作業が、私を建築家の道に近づけたかもしれない」(20歳建築を学ぶ女子学生)、「ミニ・ミュンヘンの活動で、都市の出来事を描写することを学んだ。これは私の職業選択に確実に影響を与えている」(24歳女性ジャーナリスト)、とい

うように彼らの人生の方向に何らかの影響を与えていることがうかがえる。

「都市とは、その通りを歩いているひとりの少年が、彼がいつの日かやりたいと思うものを感じ取る場所ではなくてはならない」とは20世紀の建築家の巨匠ルイス・カーンの言葉である²¹⁾。現在の都市にそのような体験の場は見られない。そういう意味でミニ・ミュンヘンのような「子どもがつくる街」の役割も、失った都市の要素の代替としての意味があるかも知れない。

我が国の事例の場合にはまだ、そのように成長した体験者はまだ少ないが、実際に児童福祉関連に進んだ者や、現在の子どものつくる街の主要スタッフとして活躍する者などがいる。

ミニ・ミュンヘンでも、また国内の多くの事例で参加する子どもたちの声としては「いろいろな仕事が体験できること」と「いろいろな人と知り合えること」の2点が多い。ミニさくらではここで友達ができたという子どもの割合は「いっぱいできた」(32人)と「できた」(85人)が「できなかった」(78人)をはるかに上回る。「ここ(ミニさくらの街)を歩くことが楽しい」、「子どもだけでまちをつくれるか心配だったけど、ぶじにつくれて良かったです」(9歳男子)といった感想もある。ミニヨコの市長となったMさんは「小さい子にどう接したらよいかわからなかった。注意する時と褒める時など、人間関係の多くを学べる場」²²⁾という。

6. 総括 子どもの参画のまちづくりの条件と我が国の課題

以上のように、子どもがつくる街を通して見た子どもの参画の要件には以下の点があげられる。

①遊び第一の理念：理念として子どもの主体性には遊びを第一と考えて、遊びの中で子どもが学び、参画していく、遊び一学び一参画の展開が重要となる。遊びに対する社会的認識が弱い我が国ではまずは遊びに対する理解と可能性を共有する必要がある。

②「本物」的都市空間：ごっこ遊びの想像力を発揮する方法論としては、できるだけ現実の都市を模した構成が望まれる。ミニ・ミュンヘンでは巨大な室内に「本物」的都市を舞台として作り上げ、そこで子どもたちが生活体験し、外部空間に子どもたちが自ら都市をつくるという空間的配置が効果をなしている。開発に対してBプランを考え、そして建設にあたり図面を書いて建設許可をとり、建設工事も行う。そのような建築行為に参画する度合いが高い点が、特出している。一方、我が国の場合にはテントとダンボールの仮設的設営であるが、商店街や住宅展示場などの通りで開催という点がドイツと異なる。期間も短いので、開催日以外の日常に展開するにはこのような現実の街を舞台とすることも子どもたちとまちの関わりを形成する可能性を

示す。

③組織連携・企業協力および専門的職能：組織としては子どもの参画には遊び、文化、自治、まちづくり、キャリア教育など様々な関心の組織が活動を展開する。組織は活動の展開とともに分離独立しながらも子どもの参画に関してゆるやかに連携し、行政施策などに反映していくことが求められる。また従来の民生委員や社会教育の枠を超えた子どもに近いユースワーカーや遊び教育、プレーリーダーなどのソーシャルワーカーの育成と職能の確立が求められる。さらにドイツの例ではかなりの数の企業の協力がみられる。その点も我が国の経済界に求めて行く課題である。

④世界的枠組からの制度・施策の体系化と原理：法制度としてはドイツでは子どもの権利等の世界的枠組みからも連邦、州、自治体の施策で子どもの参画が強化されている。またその推進には専門的職能集団のNPOが活躍し、補完性の原理が行政とNPO、NPO間や行政間の連携に働いている。それに対して我が国では、世界的枠組からの制度・施策の体系化や原理面が弱く、一部自治体とNPOの努力による条例や事業によって成り立っている。このような実質的な運動を重ねて法制度整備の気運を高めて行くことも期待される。

⑤ごっこ遊び活用のファシリテーション技術：手法としてミニ・ミュンヘンでは前述のように遊びを第一に置く。遊びと本物（都市、専門職能）を結ぶ「ごっこ遊び」から子どもの想像力を有効に引き出し、遊び—まねび—学び—参画という展開がみられる。一方、我が国では子どもに接する大人の戸惑い、苦悩がみられ、大人も遊ぶ、肩の力を抜いた姿勢がまず必要である。それはいくつかの団体が指摘している。さらに大人の口出しをセーブしながら、必要な手を加えるというファシリテート技術や意識は組織内で絶えず議論しあっている所が年々、スムーズに子どもの参画を推進できるようになっている。また中高校生、大学生といったジュニアリーダーの役割も大きい。子どもの参画には子ども時間とでもいうべき時間の流れがあり、それに対する許容性も大人側に求められる。むしろ大人時間が支配する社会となったことが子ども達の参画を難しくさせていることであり、そんな社会を再考する作業に大人も巻き込む場として「子どもがつくる街」の意味がある。

<参考文献>

- 1) <http://www.childfriendlycities.org/>, 2007.10.26
- 2) 木下勇：飯田市りんご並木整備への中学生参加にみる、参加と教育に関する一考察、日本都市計画学会「都市計画」191号、一般研究論文、pp.88-96, 1994
- 3) 倉原宗孝：子どもたちの体験的・持続的まちづくり活動の意義と評価：札幌市手稲区における「こどもまちかど解決隊」の5年間の活動を通して、都市計画論文集、Vol.35、都市計画学会、pp.631-636, 2000
- 4) 子どもの権利研究所：子ども（の権利に関する）条例の動向、子どもの権利研究第11号、pp.106-110, 2007
- 5) 住宅総合研究財団住教育委員会編：「住まい・まちづくり学習」実践報告・論文集1～8、住宅総合研究財団

6) 細田洋子・板橋宏明：まち学習の総合的プログラムづくりと実際—学校と地域の連携（仙台の事例から）、第13回住教育フォーラムの記録、住宅総合研究財団、2001

7) ハート、ロジャー（木下・田中・南監修 IPA 日本支部訳）：『子どもの参画』、萌文社、2000

8) 木下勇：『遊びと街のエコロジー』、丸善、1996

9) Zacharias, Wolfgang & Karla：『遊びに学ぶまち』ドイツ・日本子どもの参画交流会 6月11日 講演資料、p.7, 2006

10) Schleswig Holstein Gemeindeordnung SS47f

11) 前記 Schleswig Holstein 州の他、Spielleit Planung ein Weg zur kinderfreundlichen Gemeinde Und Stadt, Rheinland-Pfalz

12) Ude Christian：Eine Stadt ohne Kinder ...ist eine Stadt ohne Zukunft, Wettbewerb fuer mehr Kinderfreundlichkeit, "Muenchen·Offen fuer Kinder" Landeshauptstadt Muenchen, Sozilreferat, Stadtjugentamt, 2005

13) 前掲 12と同じ資料

14) Dieter Kreft & Ingrid Mielenz, Woerterbuch Soziale Arbeit, Juventa Verlag Weinheim und Muenchen, pp.931-935, 2005

15) Gerd Reinhold, usw Soziologie Lexikon, p.664, 2000

16) Johannes Muender, Jochem Baltz, Dieter Kreft, Thomas Lakies, et.al., Frankfurter Kommentar zum SGB VIII：Kinder- und Jugendhilfe, Juventa Verlag Weinheim und Muenchen, p.131, 2006

17) Zacharias, Wolfgang 2006.6.11 シンポジウムでの発言より。

18) Zacharias, Karla und Wolfgang 2006.6.11 シンポジウムに寄せて質問に対する回答より。

19) 市川子ども文化ステーション資料、および青木美里、「こどものまちにおけるこどもと大人の関わり」、大妻大学家政学部児童学科卒業論文、2007

20) ハート：前掲書

21) 香山 寿夫(2003)『ルイス・カーンとはだれか』、王国社 139-142

22) ミニヨコシンポジウム 2007.10.17 より

<研究協力者>

堀 達哉 ミニ・さくら事務局、千葉大学特認研究員

青木美里 ミニいちかわスタッフ、目黒区向原住区センター児童館非常勤職員

杉山昇太 横浜市都市経営局担当係長・アントレプレナーシップ「こども・青少年が創るまち」検討委員代表)

岩室晶子 NPO I Love つづき事務局長・ミニヨコハマシティ研究会代表

Prof. Dr. Wolfgang Zacharias, Director of Paedagogische Aktion/ SPIELkultur e.V

Karla Leonhardt-Zacharias, Executive secretary of Paedagogische Aktion/ SPIELkultur e.V

Dr. Heide-Rose Brückner Federal manager of Deutsches Kinderhilfswerk

Hans Mayrhofer, former director of the department of youth affairs in the City of Munich

Waltraud Stückle-Mayrhofer, social worker coordinating self help groups

Dr. Hartmut Wedekind, Manger of shool workshop, Humboldt-Universität Berlin

Gerd Grueneisl, Director of Kultur & Spielraum e.V.

Margit Grueneisl, Executive secretary Kultur & Spielraum e.V.